

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 予備費（被災地域鉄道路線代替輸送事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後（案）	改正前
<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>	<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>
<p><u>附 則</u>（国総地第118号）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第1条</u> この要綱の改正は、令和5年度予備費から施行する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第2条</u> 大臣は、令和5年度予備費に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第九号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第12条までに定めるところにより、予算の</p>	

<p>範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第12条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。</p>	
<p><b>（補助対象期間）</b>  <u>第3条</u> 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p><b>（補助対象経費）</b>  <u>第4条</u> 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象経費は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入（鉄軌道事業で収受した定期旅客運賃収入のうち、補助対象事業の区間及び期間に相当する額を含む。以下同じ。）を差し引いた額とし、附則別表1に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p><b>（補助率）</b>  <u>第5条</u> 大臣は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の1/3（次の各号のいずれにも該当する補助対象事業者以外の者にあつては1/4）に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。  一 非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。  二 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p><b>（補助金交付申請）</b>  <u>第6条</u> 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第</p>	<p>（新設）</p>

7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 前条各号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- 二 鉄軌道路線の運行休止区間及び代替輸送の委託区間を示す地図
- 三 鉄軌道路線の運行休止期間及び代替輸送の委託期間を証明する書類
- 四 代替輸送の委託に要すると見込まれる経費を示す書類
- 五 補助対象事業によって生じると見込まれる収入を示す書類
- 六 その他大臣が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2により、補助対象事業者に通知するものとする。

(新設)

2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項の審査の結果、補助対象事業が完了したものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定を行い、様式第2-3により、補助対象事業者に通知するものとする。

#### (補助対象事業実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。

(新設)

#### (補助金の額の確定)

第9条 大臣は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があつ

(新設)

<p>たときは、審査の上、額の確定を行い、様式第7-5により、補助対象事業者に通知するものとする。</p>	
<p><b>(補助金の請求)</b></p>	
<p><u>第10条</u> 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-6による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>(準用規定)</b></p>	
<p><u>第11条</u> 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>(経過措置)</b></p>	
<p><u>第12条</u> 令和5年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 附則第23条による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統について、道路運送法第21条第1項第二号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、第15条第2項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とする。</p>	
<p><u>附則別表1</u> (令和6年2月21日改正附則第4条関連)</p> <p>被災地域鉄道路線代替輸送事業 (補助対象経費の算出方法)</p>	<p>(新設)</p>

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入を差し引いた額とする。
2. 代替輸送の委託に要する経費は、次式によって算出して得られた額とする。  
代行バスの1日あたり委託費用 × 委託日数
3. 補助対象事業によって生じた収入は、次式によって算出して得られた額とする。  
代行バスの区間・1日あたり収入相当額 × 委託日数
4. 代行バスの区間・1日あたり収入相当額は、次式によって算出して得られた額とする。  
鉄道の区間・1人あたり収入額 × 代行バスの1日平均輸送人員
5. 鉄道の区間・1人あたり収入額は、次式によって算出して得られた額とする。  
鉄道の年間運賃収入 ÷ 鉄道の年間輸送人員 × 鉄道の運行休止区間の割合

(注)

1. 「代行バスの1日あたり委託費用」が平日と土休日で異なる場合は、それぞれで計算すること。
2. 「代行バスの1日平均輸送人員」は、1ヶ月分の実績を日数で除したものとすること。
3. 「鉄道の年間運賃収入」及び「鉄道の年間輸送人員」は、非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度の実績を用い、定期及び定期外のそれぞれで「鉄道の区間・1人あたり収入額」及び「代行バスの区間・1日あたり収入相当額」を計算すること。
4. 「鉄道の運行休止区間の割合」は、代行バスの委託区間に係る鉄道の運行休

止区間のキロ程を全キロ程で除したものとすること。

5. 収入及び費用は、消費税相当額を控除した額とすること。